

告 示

埼玉県告示第五百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、羽生領島中領用排水路土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年五月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 武 井 國 昭 埼玉県羽生市南五丁目十八番地十二